

○中島源陽委員長 本委員会に付託されました議第二百五十一号議案を議題といたします。

これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を含めてお手元に配布のとおり質疑時間の範囲内で行うことといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は、待機席でお待ち願います。

ただいまから自由民主党県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて七十分です。八島利美委員。

○八島利美委員 自由民主党・県民会議の八島利美でございます。質疑に先立ちまして、十二日に大河原町の養豚場で豚熱の感染が確認されました。同日より約一万一千九百頭の殺処分を開始し災害派遣を要請した陸上自衛隊などと夜通しで作業を進め、二十日までに埋却、消毒といった一連の防疫措置を完了する見込みということですが、徹夜で作業に従事されている職員はじめ関係者の皆様に対し敬意と感謝を申し上げます。また、村井知事におかれましては、昨日、同僚議員と共に作業現場の視察に行かれたと聞いております。迅速な対応、大変ありがとうございます。今後とも関係機関と十分に連携を取りながら迅速に対応していただくとともに、出荷されている豚は全て安全なものでございます。風評被害を防いで豚肉の消費拡大に全力を尽くしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、大綱二点について質疑させていただきます。

大綱一点目、今回の予算編成の考え方と今後の経済対策の方針についてです。

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の影響を受け依然として厳しい状況に置かれています。他方、新型コロナウイルス感染症については、八月下旬以降、減少傾向に転じた新規感染者数は足元では昨年の夏以降で最も低い水準となっており、本年九月末をもって全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は全て解除され行動制限も段階的に緩和しております。この機を捉え、本経済対策を契機としてウィズコロナの下で一

日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図ること、新しい資本主義を起動し成長と分配の好循環を実現して経済を自立的な成長軌道に乗せること、こうした成長に向けた機運を途切れさせないためにも感染拡大の可能性に備えて危機管理に全力を尽くすとともに、感染の再拡大や供給制約などによる景気下振れリスクに十分に注意し経済の底割れを防ぐ事を目的に、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が令和三年十一月十九日に閣議決定されました。今回補正予算は、この新型コロナウイルス感染症の拡大防止や社会経済活動の再開を柱とするコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定されたことを受け、特に速やかな対応が求められる施策に要する経費について予算化されたものですが、国の財政支出五十五・七兆円程度、事業規模にして七十八・九兆円程度に対し、補正予算の額が五十七億五千四百万円といささか規模が小さいのは次の大型補正に期待を感ずますが、今回、この施策に絞った理由とこの施策によりどのような効果を期待しているのか、伺います。

○大森克之総務部長 先月十九日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策でございます。規模についてお話がありましたので若干数字を整理させていただきますかと思えます。お話のとおり国の財政支出が約五十五・七兆円、事業規模が七十八・九兆円、それはまさにお話のとおりでございます。この内容も少し見ますと、この財政支出五十五・七兆円にはいわゆる財政投資が六兆円程度含まれています。財政支出として見られるものは四十九・七兆円になっていますが、これは国・地方の歳出合わせて四十九・七兆円程度となっております。国費については四十三・七兆円程度というよう数字が示されております。あと、今年度、来年度で歳出するものが含まれているということがございます。その上でこの経済対策の内容を盛り込んだ国の補正予算案は一般会計で三十一・六兆円という規模でございますが、この補正予算案につきまして御承知のとおり、現在、臨時国会において審議中でありまして、まだ予算成立しておりません。大半は詳細も判明していない状況でございます。そのため、今回提出いたしました県の補正予算では、年内に着手・執行する必要があるものなど特に速やかな対応が求められる施策に要する経費について予算化したものでございます。具体的には、一日も早く社会経済活動を通常に近く回復できるようワクチンの追加接種の促進や検査の環境整備等を図るとともに、本格的な冬を迎えるに当たりましてエネルギー

価格高騰の影響を受ける生活困窮者等の方々々の生活や暮らしを下支えしていきたいと考えております。

○八島利美委員 今、御説明がありましたとおり国会でも今、審議中ということですが、ただはつきりしないというようなところはあるかと思いますが、今年、そして来年度を含めたいろんな経済対策がやっぱりこれから必要でないかと思えます。今、部長に答弁していただいたとおりコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の内容をちよつと詳しく見てみますと、経済対策の第一の柱は新型コロナウイルス感染症拡大防止です。感染が再拡大するのではないか。十分な医療は提供されているのか。こうした国民の皆様が不安に应えるため、全体像に基づき、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化すること。このため、今後、感染力が二倍になった場合にも対応可能な医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。あわせて、来年春までの見通しが持てるよう人流抑制等の影響を受ける方々の事業や生活・暮らし、とりわけ非正規、子育て世代などお困りの方々々の状況に寄り添い、その支援に万全を期すとともに供給制約や資源価格高騰等の景気下振れリスクにも適切に対応する。その際、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを活用し地方の実情に合わせた取組を支援する。第二は、ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底です。社会経済活動の再開を待つ皆様の声を踏まえワクチン・検査・パッケージ等を活用し、感染拡大リスクを適切に管理しながら新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた分野における需要喚起の取組等を行い、一日も早く通常に近い社会経済活動の回復を図る。あわせて、ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制強化、新型コロナウイルス感染症の収束と社会経済活動の再開に向けた国際協力を通じて感染症有事対応の抜本的強化を図る。第三は、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動です。経済を成長させ、その果実を原資として配分に取り組むことで国民の皆様所得を幅広く引き上げ、更なる成長につなげていく。こうした成長と分配の好循環の実現に向けて、科学技術立国の実現、デジタル田園都市国家構想、経済安全保障の三つの柱における大胆な投資によりポストコロナ社会を見据えた成長戦略を推進するとともに、民間部門における分配強化に向けた強力な支援と公的部門における分配機能の強化による分配戦略を実行に移す。第四は、国民の安全・安心の確保です。気候変動の影響により激甚化・

頻発化する風水害や切迫する大規模地震・津波等の被害から、国民の生命と財産を守る防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策に基づく取組を推進するとともに、東日本大震災等からの復興、本年七月及び八月に発生した大雨等の自然災害からの復旧・復興に引き続き全力で取り組む。また、我が国を取り巻く安全保障環境が激変する中、国民の命や平和な暮らし、領土、領海、領空を断固として守り抜く。これらの四つの柱に基づく本経済対策の裏づけとなる令和三年度補正予算については、いわゆる十六か月予算の考え方により令和四年度当初予算と一体的に編成し切れ目ない万全の財政政策を実行する。その際、足元のコロナ禍で傷ついた我が国経済を立て直し自立的な経済成長を実現するために十分な効果を発揮できる規模を確保し、その可能な限り迅速な執行を図るとともに、感染拡大時にも必要な対策をちゅうちよなく機動的に講ずることが可能になるような十分な備えを整える。更に、現下の低金利を生かし財政投融资の手法を積極的に活用するとともに、規制・制度改革、税制改正といったあらゆる政策手段を活用した総合的な対策とする。あわせて、財政の単年度主義の弊害是正にも配慮するとあります。この対策の規模は先ほども言いましたが財政支出が五十五・七兆円程度、事業規模七十八・九兆円程度で、本対策の効果はGDPの下支え・押し上げ効果を試算すると五・六％程度と見込んでいます。この国の経済対策方針を受け宮城県として今後の経済対策をどのように進めていくのか、もう一度詳しくお話しいただきたいと思えます。

○村井嘉浩知事 県内の経済ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって足踏み感がうかがわれるとともに、県内製造業におきましても半導体をはじめとする供給制約やエネルギー価格の高騰などにより大変厳しい状況であると認識しております。県としては迅速かつ適切な対策を打たなければならないと非常に危機感を持っております。今回の経済対策には新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、デジタルトランスフォーメーションなどデジタルを活用した地方の活性化、農林水産業や観光業のコロナ禍からの再生支援などに加えまして防災・減災、国土強靱化なども含まれており、我が県経済の回復に資するものと考えております。県としては今回の経済対策で追加配分されることとなりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを有効に活用しながら、ポストコロナ社会を見据えて地域経済の回復に努めてまいりたいと考えております。

○八島利美委員 方向性としては、今、知事が答弁されたとおりだと思います。例えば、先ほどの大森総務部長のお話のように国会もまだ審議中でありまして、これから具体的な経済対策の内容を詰めていくことになるかと思いますが、例えば、宮城県として各部署の重点事業の素案的なものがあれば答えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大森克之総務部長 今、私どもとしても国の情報収集に努めているところでございます。ただ、残念ながら大半について詳細が判明していないという状況でございます。我が県の今年度の新型コロナウイルス感染症関連予算としては、今回の補正予算を含めますと総額二千六百億円を超える規模になっております。県といたしましては国会の状況にも注視しながら、まずは、これらの予算を最大限に活用しまして感染症対策などに全力で取り組んでいきたいと考えております。その上で今後に向け重点的に取り組むべき経済対策等の内容につきまして見定めていきたいと考えております。

○八島利美委員 これからということですが、やはり早急な経済対策が望まれていると思っております。例えば、时期的なものについては、はっきりと言えるかどうかまだ分かりませんが、目標としてこのぐらいの時期には次の経済対策を打ちたいという思いがあればお話しいただきたいと思えます。

○大森克之総務部長 先ほど御紹介がありました、国におきましては、いわゆる十六か月予算という考え方により、今回の補正予算と来年度の当初予算を一体的に編成し切れ目ない対策の実行を目指していると伺っております。確定的なことは現時点では申し上げられませんが、県としても必要な経済対策については、二月議会を視野に今後の補正予算や来年度当初予算の編成過程において適切に反映していきたいと考えております。

○八島利美委員 二月議会をめどにということでは何か早い対応策をお願いしたいと思います。

それでは、次に、大綱二点目、ワクチン接種の促進と安全・安心を確保した社会経済活動の再開について伺います。

最初に、ワクチン接種加速化推進費について伺います。

今回の補正予算は新型コロナウイルスワクチンの追加接種の実施に係る大規模接種会場の運営のための予算ということですが、詳細について伺います。

○村井嘉浩知事 少し詳しく説明します。 県営の大規模接種会場につきましては県内における追加接種の円滑な推進を図り県民に広く早期にワクチンを接種するため、東北大学など関係機関の協力の下、今月二十日から再開しまして当面の間、開設したいと考えております。 大規模接種会場の対象者は現在のところ三回目の追加接種券を持っている県内在住の十八歳以上の方で、予約日時点で二回目の接種日から八か月以上経過した方と考えております。 現在、国において二回目接種から接種間隔の前倒しを検討しており、対象者の範囲につきましては国の方針に従って順次拡大していきたいと考えております。 我が県といたしましては高齢者や基礎疾患を有する方に関してはできるだけ早く接種すべきと考えており、国の早期の判断を望んでおります。 今後につきましては来月一月には一日当たり最大五千人の接種を可能とするようにしたいと考えております。 接種ワクチンにつきましては、当面の間、ファイザー社製のワクチンを使用する予定であり、今後、モデルナ社製のワクチンが使用可能となった場合はモデルナも使用する予定となっております。 県としては大規模接種会場の運営に当たり早期の追加接種の推進について積極的に取り組んでまいります。

○八島利美委員 今までやっていた大規模接種会場の運営の継続という形になると思いますが、今までもそうでしたが市町村でも集団接種といった形でやっていくと思います。 その市町村で行うワクチン接種との連携をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事 市町村における追加接種につきましては、現時点では医療従事者などを対象に三つの市と町で集団接種をスタートしたところございまして、多くの市町村では一月以降から集団接種及び個別接種を本格化させる予定と伺っております。 県としては市町村における追加接種が促進されるよう県の医師会などとの連携や地域の医療機関へ働きかけるなどの支援を行ってまいりたいと思います。 ワクチンの配布につきましては既に二月実施分まで各市町村に割当てておりますが、今後も市町村の要望を踏まえ配分してまいりたいと思います。 なお、初回接種と違い四割以上がモデルナで配分されることになりそうでありますので、県としても市町村の接種計画の円滑な実施に向けて交互接種に関する県民の不安が解消されるよう周知に努めてまいりたいと思います。 また、接種間隔を六か月経過後に前倒しされた場合にも対応できるよう支援や助言など市

町村との連携に努めてまいります。更に、県全体のワクチン接種の加速化を図るため東北大学病院や県看護協会などとの連携により設置した大規模接種会場は、初回接種において県全体の総接種回数約一四％に当たる五十二万回の接種を行い、県内の接種率向上と市町村の負担軽減につながったものと認識しており、追加接種におきましても大きな市町村支援になるものと考えております。

○八島利美委員 この大規模接種会場では前回もそうだったと思いますが、各市町村からの希望者があればその方々もここで受けられると理解してよろしいでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 そのように考えております。初回接種においても基本的には接種券をお持ちになっていただければこの市町村の方でも来ていただけるようにしております。今後、市町村と連携してまいります。今回も接種券をお持ちになった方については大規模接種会場に来ていただける仕組みにしたいと思っております。

○八島利美委員 先ほどの知事の答弁の中で初回とは違ったモデルナ製に変わりそうだというお話がありましたが、このモデルナに変わる理由は何か。ファイザーはちよつと品薄だとかそういうことなのでしょう、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 既に国からは二月までの配分を示されているわけですが、先ほど知事が答弁いたしましたように四割以上がモデルナで配分されております。これは全ての都道府県でそのような扱いになっておりまして、その理由についてはつきり明記されているわけではありませんが、やはりモデルナとファイザーの調達の事情が背景にあるものと理解しております。

○八島利美委員 初回にファイザーを受けて次にモデルナを受けるといった形になったときに体に対して悪影響とかそういういったものはないのでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 既に国の専門家の委員会でも議論されており、交互接種と申しますが初回接種がモデルナであって三回目はファイザーであっても、あるいは逆の場合であっても詳しい研究によっていろいろな見解はあるようではありますが、交互接種することによっても抗体がしっかり付くという効果が出ていると言われておりますので、そのことをしっかりと県としても県民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

○八島利美委員 現在の二回目まで受けたワクチン接種者のワクチン接種率とまだ受けていない未接種者の方がいらっしゃるかと思えますが、その未接種者の数というのは何

人ぐらいいらつしやるのでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 県内の十二歳以上の接種対象者の総数が二百八万五千五百二十三人となっておりますが、そのうち二回目まで接種した方が百八十万九千二百四十一人であり、接種率は八六・九％となっております。一回目を接種した人も含めて二回目の接種をしていない方の数は二十七万二千二百八十二人となり、接種対象者の一三・一％になります。

○八島利美委員 そのワクチン未接種者に対して、今後、どのように対応していくお考えでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 ワクチンの重症化予防や感染拡大防止の有効性に関して県民に正しい知識を提供し接種の必要性について理解を求め、より多くの方にワクチン接種を受けていただく必要があると考えております。市町村では今月以降も初回接種を行う個別接種や集団接種の会場を設置して希望者の受入れ体制を整えております。また、県ではモデルナ社製ワクチンを一回のみ接種した人の二回目接種のため、先月から宮城県対がん協会内にモデルナを接種する宮城県ワクチン接種センターを設置しております。今後とも市町村と連携して正確な情報提供に努め未接種者への接種の勧奨に努めてまいります。

○八島利美委員 未接種の方々が接種していただくように尽力していただきまして、ワクチンの接種率をどんどん高めていただくことが感染防止にもつながっていくと思いますので、どうぞ、その方向でよろしくお願いしたいと思います。

また、今現在心配されるのが変異株でありますオミクロン株でございます。このオミクロン株などの変異株に対する今後の対策の在り方について伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 オミクロン株の有する変異はこれまでに検出された株の中で最も多くの部位で生じておりまして、感染性の高さ、ワクチン効果の低下、ブレイクスルー感染のリスクの増加が懸念されているところです。県ではオミクロン株の疑い患者を早期に検知するため、当面の間、新型コロナウイルス感染症の全ての陽性判明者について、デルタ株の主要変異でありますL452Rの変異スクリーニングを行った上で、その結果が陽性・陰性であるかを問わずして全て遺伝子解析を実施し、オミクロン株かどうかを最終的に確認することとしております。オミクロン株疑い患者が確認された場



合には原則として入院の対応を行い、濃厚接触者は専用の宿泊施設に入所していただくこととしております。オミクロン株などの変異株についても定期的な換気や不織布マスクの着用、手洗いなどの対策がこれまでと同様に有効でありますことから、県民の皆様には基本的な感染予防策の徹底を引き続き呼びかけてまいります。また、ワクチンの追加接種について前倒しの範囲や方法など国の方針に従って迅速にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○八島利美委員 オミクロン株、県内ではまだ発症の確認はされていませんよね。

○伊藤哲也保健福祉部長 オミクロン株の陽性患者は県内ではまだ発生しておりません。

○八島利美委員 そういった変異株の対応も何とか未然に防いでいただくような形でお願いしたいと思います。

現在の三回目の接種といいますが、追加接種ということになるのでしょうか。その追加接種の現在の内容と今後のスケジュールについて伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 三回目接種のことを国では追加接種という言い方をしていますが、追加接種については現在は二回目の接種から原則八か月を経過した十八歳以上の方を対象に行うこととされております。接種に使用するワクチンは現時点で薬事承認されているファイザー社製ワクチン及び追加承認される予定のモデルナ社製ワクチンを使用し、また、先ほどお話がありましたように交互接種が認められております。追加接種については医療従事者を対象に今月から開始されており、来月からは高齢者の接種が本格化していく予定であります。また、職域接種については初回接種を行った県内四十三の実施機関のうち十八機関二十一会場で実施を検討しており、三月から開始する予定であります。我が県では高齢者や基礎疾患を有する方に関しては六か月経過後に接種すべきと考えておりまして、国が検討している接種間隔の前倒しにも柔軟に対応できるように今月二十日から大規模接種センターを再開することとしており、早期に接種できるように接種体制の強化の準備を進めているところです。

○八島利美委員 こちらのほうも進めていただきまして感染防止に努めていただきたいと思えます。

それでは、次に、ワクチン・検査パッケージ等定着促進費について伺います。

健康上の理由等によるワクチン未接種者を対象としたPCR検査等の促進というこ

とですが、詳細について伺います。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 先月、政府の対策本部で決定されました次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像におきまして、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるため、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であるということで国が支援することが定められたところでございます。これに伴いまして国の地方創生臨時交付金制度を活用し、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方で無症状の方を対象にワクチン・検査パッケージ及び飲食、イベント、旅行等の活動に際して必要な検査を無料化するための事業を都道府県が実施することとなったものでございます。無料化事業の実施期間でございますが来年三月末まで、補助対象事業者は県の登録を受けまして無料検査を実施する薬局あるいは民間検査機関などで、今回の補正予算におきましては、飲食やイベント等の国民の経済活動回数を踏まえて国が試算いたしました本県の想定検査回数三十一万回分の検査を無料とする経費、それから検査場所の整備に要する経費、合わせて二十四億七千百万円を計上したところでございます。

○八島利美委員 このワクチン・検査パッケージ制度の詳細をお聞きます。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 ワクチン・検査パッケージ制度でございますが、感染対策と日常生活回復の両立に向けまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の適応下においても飲食店やイベント主催者等の事業者が利用者のワクチン接種歴または検査結果のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ行動制限を緩和するものでございます。先月、十九日に決定されました国のワクチン・検査パッケージ制度要綱におきましては、具体的な緩和の内容として認証店における飲食の利用人数制限を行わないこと、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けたイベントにおいて収容定員まで収容可能とすること、都道府県をまたぐ移動につきまして国の自粛要請の対象に含めないことが定められております。

○八島利美委員 今回、検査は無料ということになりますが、通常一回当たりの検査費用は幾らぐらいかかっているものなのでしょうか。

また、有料と無料にする判断基準を教えてくださいと思います。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 検査費用は機関によって異なるかもしれませんが、今

回の国の地方創生臨時交付金制度要綱の改正案の中では、一回当たりの検査費用に対する補助上限額を検査結果に要する費用など各種経費まで含めまして、PCR検査では一万一千五百円、抗原定性検査においては六千五百円と算定しております。また、無料化の対象となりますのは、基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方とワクチン接種の対象とされておりません十二歳未満の子供のうち無症状の方でワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要となる検査費用となっております。

○八島利美委員 今、無料の対象になる方ということで説明をいただきましたが、例えば、病気でありますとか、アレルギーでありますとか、そういった体質的なことも関わってくると思いますが、自分の意思でワクチンは受けたくないと考えている方もいらっしゃると思いますが、そういった方に対しては、やはり有料という形になるのでしょうか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 現行の国の考え方では先ほど申し上げたとおり基礎疾患がある。つまり医療機関から受けないほうがいいと言われた方、副反応の懸念というのはこれは懸念ですから御自身のお考えということで、そういう方など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方という表現がされておりますので、いろいろ解釈があるかと思いますが、その健康上の理由と該当される方は対象になるものと考えております。

○八島利美委員 そうしますと、そういった考え方で受け止めていただければ健康上の理由という形で無料の対象になると捉えてよろしいかと思いますが、例えば、逆に有料となるケースはどんなケースがあるのか教えていただきたいと思えます。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 先ほどのお話の裏返しになるかと思いますが、国が今回無料検査の範囲と定めておりますのが、基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由により受けられない方、また、十二歳未満のお子様ということになりますので、それ以外つまり健康上の理由ではなくて、例えば、単に御自身が感染しているかどうか心配だから単純に受けてみようというような検査は、現在の基準から外れるものではないのかと思っております。

○八島利美委員 安心・安全を確保した社会経済活動の再開ということを考えますと、そういった方についても全て無料化すべきではないかという声もありますが、そういった考えはありますか。

○佐藤達哉復興・危機管理部長 国の基準を何回か申し上げて恐縮ですが、健康上の理由という言い回し、こちらとの関連性があれば無料化の対象にもなるものと思えますので、そこはいろいろな解釈が妥当だと思います。

○八島利美委員 解釈によって無料という形もあるということで理解させていただきました。

次に、感染拡大傾向時の一般検査費について、感染拡大の傾向が見られる場合におけるPCR検査等の促進ということですが、詳細について伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 感染拡大傾向時の一般検査事業であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十四条第九項に基づき、例えば、県独自の営業時間短縮の要請を実施するような感染状況となった場合において、感染の不安を感じる方に対して無料の検査を実施するものであります。検査対象者については無症状である自己の意思に基づくワクチン未接種の方やワクチン接種済みの方とされているところです。検査体制については民間検査機関のほか県薬剤師会の協力も得ながら、薬局を対象に募集を行った上で検査促進計画を国に提出し事業を実施することとしておりまして、店舗や駐車場の一角などに専用スペースを設け、適切な換気やパーティション設置による飛沫感染対策等を行った上で検査を行うことと考えております。

○八島利美委員 私の持ち時間、これまででございます。次にボタンタッチしたいと思えます。

大変ありがとうございました。